

議案第 1 1 0 号

ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
制定について

ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

第1条 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例（平成7年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第2条 ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の2中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）」を「次の各号のいずれかに掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）
- (2) 移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新	備考
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）を用いて、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構と契約を締結した民間の事業者が設置し、かつ、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）を用いて、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構と契約を締結した民間の事業者が設置し、かつ、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	

ひたちなか市印鑑登録及び証明に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新	備考
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条の2 前条の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）を用いて、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構と契約を締結した民間の事業者が設置し、かつ、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条の2 前条の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者は、次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構と契約を締結した民間の事業者が設置し、かつ、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p> <p><u>(1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）</u></p>	